(3)　医療観察特別地域訪問看護加算に係る厚生労働大臣が定める地域

イ　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域

ロ　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の地域

ハ　山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により振興山村として指定された山村の地域

ニ　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島の地域

ホ　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島

ヘ　過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域

○厚生労働省告示第二百九十号

水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号）の規定に基づき、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成十五年厚生労働省告示第二百六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

別表第25の5中「２μ１」を「５μ１」に改める。

○厚生労働省告示第二百九十一号

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百十二条第二項第一号イ⑵の規定に基づき、雇用保険法施行規則第百十二条第二項第一号イ⑵の厚生労働大臣が指定する地域（平成十九年厚生労働省告示第二百七十三号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

青森県の項を次のように改める。

青森県	
弘前市（旧中津軽郡相馬村の区域に限る。）　五所川原市（旧上北郡十和田湖町の区域に限る。）　十和田市　三戸郡三戸町　八戸市（旧三戸郡南郷村の区域に限る。）　むつ市（旧同郡大畑町及び旧同郡脇野沢村の区域に限る。）　平川市（旧南津軽郡平賀町）　蓬田村　同郡蟹田町　外ヶ浜町（旧東津軽郡蟹ヶ沢町の区域に限る。）　西目屋村　同郡西目屋村　藤崎町　同郡藤崎町　大鰐町　同郡大鰐町　田舎館村　同郡田舎館村　板柳町　同郡板柳町　鶴田町　同郡鶴田町　中泊町（旧北津軽郡中泊町）　野辺地町　上北郡野辺地町　七戸町　同郡七戸町　六戸町　同郡六戸町　横浜町　同郡横浜町　東北町　同郡東北町　六ヶ所村　同郡六ヶ所村　おいらせ町　同郡おいらせ町　大間町　下北郡大間町　東通村　同郡東通村　風間浦村　同郡風間浦村　佐井村　同郡佐井村　三戸郡田子町　同郡田子町　南部町　同郡南部町　階上町　三戸郡階上町　新郷村　同郡新郷村	平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで
三戸郡三戸町　八戸市（旧三戸郡南郷村の区域に限る。）	平成二十二年十二月一日から平成二十五年三月三十一日まで
八戸市（旧三戸郡南郷村の区域に限る。）	平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

鳥取県の項を次のように改める。

鳥取県	
鳥取市（旧八頭郡用瀬町、旧同郡佐治村及び旧気高郡青谷町の区域に限る。）　岩美郡岩美町　八頭郡若桜町　同郡智頭町　同郡八頭町　東伯郡三朝町　西伯郡伯耆町（旧同郡八東町の区域に限る。）　日野郡日南町　同郡日野町　同郡江府町（旧同郡溝口町の区域に限る。）	平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

広島県の項を次のように改める。

広島県	
呉市（旧安芸郡下蒲刈町、旧同郡倉橋町、旧同郡蒲刈町、旧豊田郡豊浜町及び旧同郡豊町の区域に限る。）　尾道市（旧豊田郡瀬戸田町及び旧御調郡御調町の区域に限る。）　福山市（旧沼隈郡内海町の区域に限る。）　府中市（旧甲奴郡上下町の区域に限る。）　東広島市（旧賀茂郡福富町の区域に限る。）　廿日市市（旧佐伯郡吉和村及び旧同郡宮島町の区域に限る。）　山県郡安芸太田町　同郡北広島町　豊田郡大崎上島町　世羅郡世羅町　神石郡神石高原町	平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで
三原市（旧賀茂郡大和町の区域に限る。）　三次市　庄原市　東広島市（旧賀茂郡豊栄町及び旧同郡河内町の区域に限る。）　安芸高田市　江田島市	平成二十二年十二月一日から平成二十五年三月三十一日まで
三原市（旧御調郡久井町の区域に限る。）	平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

愛媛県の項を次のように改める。

愛媛県	
松山市（旧温泉郡中島町の区域に限る。）　今治市（旧越智郡関前村の区域に限る。）　宇和島市　八幡浜市　新居浜市（旧宇摩郡別子山村の区域に限る。）　伊予市　四国中央市（旧宇摩郡新宮村の区域に限る。）　西予市　越智郡上島町（旧同郡弓削町、同郡生名村及び同郡岩城村の区域に限る。）　上浮穴郡久万高原町　伊予郡砥部町　喜多郡内子町　西宇和郡伊方町　北宇和郡松野町　同郡鬼北町　南宇和郡愛南町	平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで
大洲市	平成二十二年十二月一日から平成二十五年三月三十一日まで
今治市（旧越智郡上浦町及び同郡大三島町の区域に限る。）	平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

沖縄県の項を次のように改める。

沖縄県	
宮古島市（旧宮古郡城辺町の区域に限る。）　国頭郡国頭村　宜味村　同郡東村　島尻郡渡嘉敷村　同郡座間味村　同郡粟国村　同郡渡名喜村　同郡伊是名村　八重山郡竹富町	平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで